

注意!!

# 口約束でも 契約成立

「強く勧誘されたのでその場は一応承諾したが、後からよく考えたら必要ないので解約したい」といった相談が見受けられます。

「これください(申し込み)」と「はい、ありがとうございます(承諾)」の意思表示が一致すれば、契約は口約束でも成立してしまいます。

また、契約がいったん成立すると、一方的な都合で解約することはできません。「取りあえず契約」といった、安易な契約はトラブルの元です。

トラブルに巻き込まれないようにするためには「必

世の中には、言葉巧みに近づき、お金をだまし取ったり、不要なものを持ちかけようとする悪質商法がたくさん存在している。さまざまに口であなたを狙っているのじゃ。

トラブルに巻き込まれないようにするためには、まずは、悪質商法についての知識を持つことが大切。

きょうは、市消費生活センターに寄せられた相談から、最近特に増えている手口を紹介しよう。



## 悪質商法

あなたも

狙われている

これらのことをよく確認して契約しましょう

- ①いつ
- ②だれと
- ③なにを
- ④いつ
- ⑤いくらで
- ⑥どうする

契約書

録、写真集、ビデオソフトなど。福祉をうたって送り付けてくる場合もあります。

「身に覚えがない商品が送られてきて、気持ち悪い」「送り返し」

「私わなげりやいけなないかしら？」

「送られてくる商品は人名録、写真集、ビデオソフトなど。福祉をうたって送り付けてくる場合もあります。」

### 送り付け商法

注文していない商品を勝手に送ってきて、代金を請求する商法です。

送られてくる商品は人名録、写真集、ビデオソフトなど。福祉をうたって送り付けてくる場合もあります。

たいけれど郵送料はどうすればいいのかわからないという相談が多寄せられています。

このような場合は、代金を支払う義務もありません。

商品が送られてきてから十四日間(商品の引き取り販売業者に請求したときは、その日から七日間)が経過すれば自由に処分できます。ただし、保存期間中に商品を使うと購入の承諾と見なされ、支払わなくてはならないことになりま

「強かごうかをよく考えろ」と「断る」契約内容をよく確認することが大切です。

携帯電話や流行の洋服など、若者にとって魅力的な商品が町に溢れています。「友達が持っているから私も欲しい」と、未成年者が軽率に契約を行ってしまうケースが増えています。

社会人としての判断能力が未熟な未成年者を守るために、未成年者が親の同意を得ずに行った契約は、原則的に取り消すことが可能です。

契約は慎重に、家族と相談してから行いましょう。

### 無料体験商法

無料体験で消費者心理をくすぐり、無料体験後、継続しないと効果がないと、高額な契約をさせられる商法です。

この商法は、もつと美しくなりたい、やせたいという女性の願望を反映して、最近、美顔・ソウ身、脱毛などを施術するエステティックサービスで急増しています。

### SF(催眠)商法

安売りの商品の宣伝を名目に、駐車場や貸店舗などに人を集め、日用雑貨などを無料で配り、券面額を盛り上げ興奮状態にし、最後を売り付ける商法です。

この商法では、高齢者や主婦など日中家にいる人が狙われやすく、扱われる商品は、羽毛布団や磁気マツ

悪質な販売 商法でお困りのときは

市消費生活センターへ (☎228-8100)

「無料体験だけのつもりだったのに、長時間勧誘され、断り切れずに高額なコースを契約してしまつた」

「コースの途中で次々と別コースに契約させられ、支払いも思っていたら、サポートで」

「効果がなく途中で解約を申し出たら、高額な解約料を請求された」などの相談が目立ちます。

また、「クレジットカードの支払いも思っていたら、サポートで」

「効果がなく途中で解約を申し出たら、高額な解約料を請求された」などの相談が目立ちます。

また、「クレジットカードの支払いも思っていたら、サポートで」

「後で冷静になって考えたら、高額で必要のないものも購入してしまいました。」

「販売方法に不信感がある」という相談が、目立ちます。

その場合、八〇〇円の「高品質羽毛布団」特別 三万円

## クーリング・オフ制度

### 心強い味方

「クーリング・オフ」は、クーリング・オフを行つたときは必ず書面で行い、出したことが証明できるように、内容証明郵便を用いるか、はがきの場合にはコピーを取つてから簡易書留で出しましょう。

「クーリング・オフ」は、クーリング・オフを行つたときは必ず書面で行い、出したことが証明できるように、内容証明郵便を用いるか、はがきの場合にはコピーを取つてから簡易書留で出しましょう。

「クーリング・オフ」は、クーリング・オフを行つたときは必ず書面で行い、出したことが証明できるように、内容証明郵便を用いるか、はがきの場合にはコピーを取つてから簡易書留で出しましょう。



申込契約日 平成〇年〇月〇日

販売会社名 株式会社

商品名

担当者名

右記の申し込みを撤回(または契約解除)します。

平成〇年〇月〇日

住所

氏名

### クーリング・オフの期間

- 8日以内 ●訪問販売・電話勧誘販売なら日取付(マルを受)
- 20日以内 ●連鎖販売取引(マルを受)

### クーリング・オフの方法

果は書面を発信した時点で生じています。内容証明郵便の記入方法など、詳しくは市消費生活センターまでどうぞ。

### クーリング・オフの期間

①訪問販売や電話勧誘販売などによる契約または申し込みである

②訪問販売法で指定された商品・サービス・権利である

③商品を使つていてもクーリング・オフは可能。ただし、消耗品(例・化粧品)の場合は未使用であること

④クーリング・オフについて書面で行われた日から起算して八日以内である

⑤現金支払いの場合は、総額が三千元以上である

### クーリング・オフの要件

しかし、クーリング・オフができるかどうかは、取引内容ごとに分かれており、次の要件を満たしている必要があります。

①訪問販売や電話勧誘販売などによる契約または申し込みである

②訪問販売法で指定された商品・サービス・権利である

③商品を使つていてもクーリング・オフは可能。ただし、消耗品(例・化粧品)の場合は未使用であること

④クーリング・オフについて書面で行われた日から起算して八日以内である

⑤現金支払いの場合は、総額が三千元以上である

### クーリング・オフの期間

①訪問販売や電話勧誘販売などによる契約または申し込みである

②訪問販売法で指定された商品・サービス・権利である

③商品を使つていてもクーリング・オフは可能。ただし、消耗品(例・化粧品)の場合は未使用であること

④クーリング・オフについて書面で行われた日から起算して八日以内である

⑤現金支払いの場合は、総額が三千元以上である